

本メルマガは山下税理士に日常業務の中から「間違いやすい・見落としがちな」税務のチェックポイントをQ&A形式でご寄稿頂いたものになります。ぜひご参考になさってください。

### 『質問』

#### 適格合併により移転を受けた減価償却資産に係る耐用年数

##### 《内容》

顧問先のA社はB社を被合併法人とする合併を行うことを検討しています。なお、この合併は法人税法上の適格合併に該当すると仮定した場合、この適格合併により被合併法人から移転を受けた減価償却資産については、税務上は帳簿価額による引継ぎと取り扱われるということですが、A社（合併法人）における減価償却費の計算においては、中古資産を取得したものとして、耐用年数省令に定める中古資産の耐用年数の規定を適用してよろしいでしょうか。

### 『答』

耐用年数省令に定める中古資産の耐用年数の規定を適用できます。

#### (解説)

1 適格合併により被合併法人から移転を受けた減価償却資産については、税務上は帳簿価額による引継ぎと取り扱われており（法62の2①）、「取得」ではないことから、原則として被合併法人が使っていた耐用年数をそのまま引き継ぐということになります。

しかし、耐用年数省令第3条《中古資産の耐用年数等》第1項において、中古資産を取得した場合の「取得」には適格合併による被合併法人からの引継ぎも含む旨が定められています。

したがって、適格合併による引継ぎは中古資産の取得に該当することから、合併法人が適格合併により移転を受けた減価償却資産については、

- (1) 被合併法人が使用していた法定耐用年数
- (2) 適格合併により移転を受けた減価償却資産について、移転時以後の使用可能期間を見積る方法による耐用年数
- (3) 簡便法計算による耐用年数

のいずれかを選択適用することができます。

なお、いずれの耐用年数によるかは供用事業年度において選択する必要があります。

2 また、被合併法人が取得した時点で既に中古資産であってその被合併法人が見積耐用年数を使っていた場合には、上記1（1）の法定耐用年数をその見積耐用年数に置き換え、

- (1) 被合併法人が使用していた見積耐用年数
  - (2) 適格合併により移転を受けた減価償却資産について、改めて移転時以後の使用可能期間を見積る方法による耐用年数
  - (3) 簡便法計算による耐用年数
- のいずれかを選択適用することができます（耐年令3②）。

3 ところで、適格合併により被合併法人から移転を受けた減価償却資産に係る償却費の計算の基礎となる取得価額については、次に掲げる金額の合計額になります（法令54①五）。

①当該適格合併に係る被合併法人が当該適格合併の日の前日の属する事業年度において当該資産の償却限度額の計算の基礎とすべき取得価額

② 該適格合併等に係る合併法人が当該資産を事業の用に供するために直接要した費用の額  
ただし、合併法人の採用する減価償却方法が定額法又は生産高比例法である場合に、被合併法人から移転を受けた減価償却資産について中古資産の耐用年数の規定を適用するときには、その償却費の計算の基礎となる取得価額は、上記①及び②の合計額から被合併法人がした償却の額で損金の額に算入された金額を控除した金額となります（耐用年数省令3③）。

※なお、税務のチェックポイントQ&Aに関するご質問は受付しておりません。  
予めご了承ください。

#### 〈著者プロフィール〉

山下 徳夫 氏

税理士、長崎県出身、旧大蔵省在職時には、法人税法関係の法律の企画立案事務に従事し、税務大学校教授在職中に公益法人課税・減価償却関係等に関する論文発表。

#### ■■■■■ 著作権 など ■■■■■

著作権者の承諾なしにコンテンツを複製、他の電子メディアや印刷物などに再利用(転用)することは、著作権法に触れる行為となります。また、メールマガジンにより専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。メールマガジンに依拠することによりメールマガジンをお読み頂いている方々が被った損失について一切責任を負わないものとします。